

## 死亡に伴う主な手続きについて

北島町での主な手続きは次のとおりです。その他に相続等に伴う諸手続きが必要です。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

	ことがら	担当課	手続き内容と必要な書類等
1_□	国民年金に加入、受給されていた方	1階 住民課 TEL(088) 698-9804	加入されていた年金の納付状況や、受給されていた年金の種類によって手続きが異なりますので、ご相談ください。 *厚生年金等に加入、受給されていた方は、徳島北年金事務所(TEL088-655-0200)にお問い合わせください。
2_□	印鑑登録をされている方		登録が廃止されます。印鑑登録のカードを返却してください。
3_□	国民健康保険被保険者証をお持ちの方	1階 健康保険課 TEL(088) 698-9805	国民健康保険被保険者証を返却してください。葬祭費が支給されます。喪主の方名義の通帳をお持ちのうえ、申請してください。 *国民健康保険税に関することは、税務課(TEL088-698-9803)にお問い合わせください。
4_□	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		後期高齢者医療被保険者証を返却してください。葬祭費が支給されます。喪主の方名義の通帳と印鑑をお持ちのうえ、申請してください。また、保険料の還付が発生する場合があります。相続人代表の方名義の通帳と印鑑をお持ちください。
5_□	介護保険被保険者証をお持ちの方		介護保険被保険者証を返却してください。また、保険料の還付が発生する場合があります。相続人代表の方名義の通帳と印鑑をお持ちください。
6_□	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	1階 税務課 TEL(088) 698-9803	廃車または名義変更の手続きをお願いします。 *必要なもの* 印鑑・標識(ナンバープレート)
7_□	軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方		*市町村の窓口では手続きできません。手続きに関しては徳島県軽自動車協会にお問い合わせください。(TEL088-641-2010)
8_□	軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪(250cc超)をお持ちの方		*市町村の窓口では手続きできません。手続きに関しては四国運輸局・徳島運輸支局にお問い合わせください。(TEL050-5540-2074)
9_□	固定資産をお持ちの方		固定資産の相続人について届出をお願いします。 *必要なもの* 印鑑
10_□	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	1階 社会福祉課 TEL(088) 698-9802	受給者証の返還が必要です。受給者証をお持ちください。
11_□	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳をお持ちください。
12_□	身体障害者手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳をお持ちください。
13_□	療育手帳をお持ちの方		手帳の返還が必要です。手帳をお持ちください。
14_□	重度心身障害者等医療費助成を受けていた方		受給者証を返却してください。

【裏面もご覧ください】

## 死亡に伴う主な手続きについて

北島町での主な手続きは次のとおりです。その他に相続等に伴う諸手続きが必要です。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

	ことがら	担当課	手続き内容と必要な書類等
15_ <input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	2階 まちみらい課 TEL(088) 698-9806	犬の飼い主や住所が変わる場合は、届出が必要です。 ①町内で飼い主や住所が変わる場合→本町へ届出 ②町外へ転出する場合→転出先の市町村役場へ届出
16_ <input type="checkbox"/>	水道使用者、所有者が死亡したとき	4階 水道課 TEL(088) 698-9810	継続して水道をお使いになる場合は、水道使用開始(名義変更)届が必要です。なお、水道のご使用を中止する場合は、水道使用中止届を提出してください。
17_ <input type="checkbox"/>	水道料金の支払者が死亡したとき		口座振替でお支払いいただいている場合は、新たに口座振替依頼書を提出してください。
18_ <input type="checkbox"/>	子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちの方	子育て支援課 TEL(088) 698-8909 (保健相談センター内)	喪失届が必要です。子どもはぐくみ医療費受給者証を持参しお越しください。
19_ <input type="checkbox"/>	児童手当を受給されている方		受給事由消滅届または、額改定届が必要です。手続きに来られる方の本人確認書類をお持ちください。
20_ <input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給されている方		届出が必要です。手続きに来られる方の本人確認書類をお持ちください。
21_ <input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方		受給者証と手続きに来られる方の本人確認書類をお持ちください。
22_ <input type="checkbox"/>	保育所を利用されている方		利用中の保育所へご連絡ください。認定の変更手続きが必要です。

【裏面もご覧ください】

相続登記に関するお問い合わせは管轄法務局へ  
相続手続きに便利な「法定相続情報証明制度」  
もご利用ください。

徳島地方法務局 088-622-4683(登記部門)

この内容は  
北島町HPでも  
案内しています。

